

道路通行制限願の記載上の留意事項

- 1 提出期限 通行制限を始めようとする日の 10 日前までに提出してください。
ただし、全面通行止、車両通行止及び大型車通行止の場合は、14 日前までに提出することとし、予め相談してください。
- 2 提出部数 道路通行制限願 1 部
添付書類 各 7 部（当所、建設部長、警察署、消防署、市町村、バス会社、申請者）ただし、全面通行止、車両通行止及び大型車通行止の場合は 9 部（「道路使用許可申請書」は所轄警察署へ提出してください）
- 3 提出先 須坂建設事務所維持管理課管理係
住所：〒382-0073 須坂市大字須坂中縄手 1699-11 電話：026-245-1671（直通）
- 4 記入方法
 - (1) 占用・自営工事の場合は許可（承認）番号を記入してください。
 - (2) 通行制限箇所は地番まで記入。また、制限箇所が長い場合は〇〇番地先から△△番地先までと記入してください。（山地については××号カーブ先△△mの表記で可。）
 - (3) 工事名は、当所発注工事の場合「国補△△工事」等と記入。また、工事内容は具体的に記入してください。（例：水道本管布設、水道管宅内引込み、自由勾配側溝設置）
 - (4) 種別は、全面通行止、車両通行止、大型車通行止、片側通行止等を記入してください。
 - (5) 通行制限時間は通勤・通学時間帯は避けること。（原則朝は 9 時～、夕方は 17 時まで）また日曜祝祭日はできるだけ解放してください。なお、GW・お盆・年末年始は必ず解放してください。
 - (6) 制限期間は占用・自営工事の許可（承認）期間内とし、当所発注工事の場合は契約工期内の適切な期間としてください。
 - (7) バス路線は、市町村巡回バス等についても確認してください。
 - (8) 工事現場責任者の連絡先は、夜間の連絡先も記入してください。
- 5 添付書類（提出部数分）
 - (1) 位置図 5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 程度及び住宅地図
 - (2) 平面図（交通管理図）
 - ア 現場に即した具体的な交通管理図を作成してください。（終日通行制限の場合は夜間の措置、時間制限の場合は時間外解放時の措置についても明記してください。）
 - イ 車道幅員・制限幅員・制限距離を明示し、誘導員配置状況・工事標識・バリケード等の設置状況を数量とともに記載してください。
 - (3) 迂回路図 迂回路案内看板の設置場所を記入してください。
 - (4) 工程表 制限が 1 ヶ月以上続く場合は添付してください。
- 6 その他注意事項
 - (1) 事前に警察署と車両の誘導方法等について打ち合わせを済ませておいてください。
 - (2) 制限箇所が通学路の場合は迂回路等について学校と打ち合わせをしておいてください。
 - (3) 路線バスに影響がある場合は、バス会社と調整を済ませておいてください。
 - (4) 地元住民に工事内容を周知しておいてください。
 - (5) 休工事時に、路上を重機・車両の置き場としないでください。
 - (6) やむを得ず通行制限期間を延長する場合は、再度通行制限願を提出してください。
 - (7) 工事看板には発注者及び受託者の電話番号を記載してください。